

国際規格 (CISPR16-2-3) と同国内規格答申素案との比較

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
1	2	引用規格 CISPR 16-1-4:2003、無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置と測定法に関する規格—第1部-第4編：無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置—補助装置—放射妨害波	引用規格 (5) 情報通信審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち、「無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件—第1部-第4編：補助装置—放射妨害波（平成19年度答申）」	基本的に答申済みの規格に変更している。 (注：(5) の国内答申では、2007-02 発行の CISPR 16-1-4 の第2版に準拠していることに注意。)
2	3.1	関連装置 (associated equipment の訳)	項目名を「測定用補助装置」に変更。	(具体的にはプローブ、回路およびアンテナなどのことであり) イメージをより明確にするため。
3	3.6	妨害波：電磁エネルギーがその源から放出される現象	項目全体を削除。	本編においては、「現象」ではなく、測定対象となる「物理量」の意味で使用しており、誤解を避けるため。
4	3.9	試験配置：妨害波レベルを測定する際に使用する規定の供試装置の配置。 注 妨害波レベルは、妨害波レベルの定義、すなわち、IEV 161-03-11、IEV 161-03-12、IEV 161-03-14 および IEV 161-03-15 による要求によって測定される。	注を削除。	定義に不要な、冗長な説明のため。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
5	3.10	重み付け(準尖頭値検波)	項目全体を削除。	引用規格(3)(CISPR16-1-1に対応)で既に定義されているため。
6	5	5 測定装置の接続 5.1 関連装置の接続 5.2 無線周波における基準接地面との接続 5.3 供試装置と擬似電源回路網との接続	5.2項、5.3項全体を削除し、前文と5.1項を統合して以下のように変更。 5 測定装置の接続 測定用受信機とアンテナのような測定用補助装置の間の接続ケーブルは、遮蔽されていなければならない。また、その特性インピーダンスは、測定用受信機の入力インピーダンスと整合すること。測定用補助装置の出力端は、規定のインピーダンスで終端すること。	本規格は「放射妨害波」についての規格であり、基準設置面や擬似電源回路網との接続は必要ない。
7	6 e)	6 測定における一般的な必要事項および条件のうち e) 電圧プローブ測定において、測定点におけるプローブのインピーダンスは十分高いこと。	e) 項全体を削除。	電圧プローブは放射妨害波測定に使用しない。
8	6.4.2	不連続妨害波	項目全体を削除。	この記述は伝導性妨害波測定に関するものであり、放射妨害波測定では要求していない。
9	6.4.3	妨害波の継続時間の測定	項目全体を削除。	同上。
10	7.2.3	「測定距離」の文中(第一パラグラフ)の一文「一般的に云えば、外挿は距離に反比例するような単純な法則には従わない。」	一文を削除。	製品規格の規定と矛盾するため。
11	7.2.3	「測定距離」の条件 c) $d \gg 2D^2/\lambda$ の場合の一文「この条件は $D \gg \lambda$ の場合に適用する。」	一文を削除。	この条件は必須条件ではない。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
12	7.2.5.1	「試験環境」の一文 「物理的な環境の重要なパラメータ、例えば温度や湿度などは規定すること。」	以下の文章に変更。 「物理的な環境の重要なパラメータ、例えば温度や湿度などは規定することが望ましい。」	現行の製品規格では、規定が無いため。
13	7.2.5.2	「供試装置の配置」の一文 「全ての試験の間、供試装置と全てのシステム構成は、各々の妨害波が最大となる典型的な使用条件の範囲内で操作されること。」	以下の文章に変更。 「全ての試験の間、供試装置と全てのシステム構成は、供試装置の妨害波が最大となる典型的な使用条件の範囲内で操作されること。」	供試装置からの妨害波を最大にすべきであり、各々の妨害波を最大にすることは適当でない。
14	7.2.8	「反射箱内での測定」 (検討中)	(検討中) を下記に変更。 IEC61000-4-21 を参照すること。	反射箱での測定法は左記の規格に記載されているため。
15	7.2.9.1	「金属大地面を持つ電波暗室内での測定」 (5面電波暗室=SACまたはSAR) (検討中)	(検討中) を以下の文章に変更。 野外試験場での測定法(7.2.1から7.2.6項)に準拠する。	5面電波暗室での測定法は既に確立しているため。
16	7.2.9.2.1	(FAR内での測定の)「試験配置」の一文 「連続的な供試装置の回転が必要でない場合、・・・」	次の()内文書を追加。 「(供試装置を連続的に回転して妨害波を測定すること。明らかに)連続的な供試装置の回転が必要でない場合、・・・」	供試装置を回転して妨害波の最大値を測定することは測定法の基本であり、誤解をさけるため記述を追加。
17	7.2.9.2.2	図6, 図7, 図8図の中の記号 “d”	dをRに変更。	dは他の意味で使用しており、紛らわしいため。
18	7.2.9.2.2	図6の注釈における引用規格 CISPR16-2-3	CISPR16-1-4(引用規格(5))に変更。	国際規格の参照先が誤っているため。
19	7.2.9.3.3	均一試験空間 図13のEUTの位置	図中のEUTの位置を変更。 (EUTを構成する上部のユニットの左辺を供試装置外縁に合わせる)	図13を本文の説明と合わせるため。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
20	7.2.10	TEM セル内での測定 (検討中)	削除。	「検討中」という表現は答申として適切でないため。
21	7.3.6.5.1	APD 測定法 妨害波レベルの測定 の6)中の一文。 しかしながら、APD 測定値が APD 許容値「から約 6dB 低く」なる周波数では、より小さな周波数間隔(例えば 0.5MHz)での追加測定が必要になることがある	下記「 」内に変更。 しかしながら、APD 測定値が APD 許容値「-6dB 以上と」なる周波数では、・・・	正確な表現に修正。
22	7.3.6.5.2	方法2—時間確率の測定 の文中 方法2の手順6)は、・・・	下記「 」を追加。 方法2の手順6)、「8)、9)」を、・・・	正確な表現に修正。
23	7.4	30MHz から 18GHz までの周波数帯における置換測定法 における第2, 3パラグラフ(下記)。 置換法は、製品規格に従って 1GHz から 18GHz までの周波数帯において、電子レンジの放射妨害波を測定するのに用いられている。 将来の製品規格では、製品規格作成に当たって、7.3 で示す電界強度測定を使用することが求められる。	下記に変更。 置換法は、製品規格が規定すれば、1GHz から 18GHz までの周波数帯の放射妨害波測定に利用されることがある。	現在、置換測定法は、電子レンジの放射測定に使用されていないため表現を修正。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
24	7.4.3	供試装置の配置 の最初の説明文。 供試装置は、水平面内で回転できるようにした非導電性の供試装置台に載せる。「供試装置は、その幾何学的な中心が既にダイポールアンテナBの中心が置かれた位置に一致するように配置する」(図16参照)。	下記に変更(2文目:「 」内を削除)。 供試装置は、水平面内で回転できるようにした非導電性の供試装置台に載せる(図16参照)。	7.4.4にある説明と重複している。
25	7.5.3.2	(5)式の n の条件 もし、 $30\text{m} \leq d_{\text{mea}}$ ならば $n=1$ もし、 $10\text{m} < d_{\text{mea}} < 30\text{m}$ ならば $n=0.8$ もし、 $3\text{m} < d_{\text{mea}} < 10\text{m}$ ならば $n=0.6$	もし、 $30\text{m} \leq d_{\text{mea}}$ ならば $n=1$ もし、 $10\text{m} \leq d_{\text{mea}} < 30\text{m}$ ならば $n=0.8$ もし、 $3\text{m} \leq d_{\text{mea}} < 10\text{m}$ ならば $n=0.6$	等号の欠落を追加。
26	7.5.4.2.1	測定距離(30MHzから1000MHzまでの周波数範囲)の文 遠方界では、式(5)の指数 n は1と仮定できる。ただし、上記の距離より短い距離で測定する場合、7.5.3.2項の手順を使用して、「電界強度が距離に反比例して減衰することが確かめられれば、この仮定が妥当であると見なせる。 設置環境条件により短い測定距離が選択される場合は、上記の検証結果を示さなければならない。」	「 」内の文を統合して下記に変更。 遠方界では、式(5)の指数 n は1と仮定できる。ただし、上記の距離より短い距離で測定する場合、7.5.3.2項の手順を使用して、「電界強度が距離に反比例して減衰することが確かめられれば、指数 n は1と見なせる。」	規定を分かりやすくするため表現を変更。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
27	7.5.4.2.2	測定方法 c) 供試装置を撤去できる場合、半波長ダイポール（または広帯域アンテナ）の「位置(供試装置の前面の範囲内における)」および偏波面は・・・。	「 」を下記に変更。 c) 供試装置を撤去できる場合、半波長ダイポール（または広帯域アンテナ）の「供試装置の範囲内における位置」および偏波面は・・・。	規定を分かりやすくするため。
28	7.5.4.2.2	e) その平面の前およそ 1m の所に置換アンテナ（半波長ダイポール）を置くこと（ビルの前に）。その位置は、置換アンテナと測定用アンテナを結ぶ直線がビル表面に対して垂直になるように選択すべきである。 f) 置換アンテナを含み、かつ測定軸に対して垂直な仮想平面までの距離、置換アンテナの高さおよび偏波は、測定用受信機が最大電界強度を示すように調節すること。	e) f) を合体して e) とし、以降の項番を修正。 e) 供試装置を含む建物の前面が大きな平面であるならば、その平面の前およそ 1m の所に置換アンテナ（半波長ダイポール）を置くこと。その位置は、置換アンテナと測定用アンテナを結ぶ直線が建物壁面に対して垂直になるように選択すべきである。 置換アンテナを含み、かつ測定軸に対して垂直な仮想平面までの距離、置換アンテナの高さおよび偏波は、測定用受信機が最大電界強度を示すように調節すること。	e) f) は関連した内容のため。
29	7.6	ループアンテナシステム（LAS）による測定中の規格 CISPR16-1-2 の付則 E.4 節	下記に変更。 引用規格（5）の付則 C.4 節	国際規格の参照先が誤っているため。
30	7.6.1	一般的な測定法(LAS) 中の一文 許容値は、標準的な直径 2m の LAS を用いた測定に適用する。	削除。	製品規格では、直径の異なる LAS に対しても許容値が規定されているため。

No.	節・項 (国際規格)	国際規格	国内規格	変更理由
31	7.6.3	供試装置の配置 中の引用規格 CISPR16-1-2 の付則 B.6	下記に変更。 引用規格(5)の付則 C.6	国際規格の参照先が誤っているため。
32	付則 A (情報)	周囲雑音がある場合の妨害波測定	付則 A 全文削除。また、本文の下記の引用箇所 (2箇所)を削除。 7.2.5.1 試験環境 「周囲雑音とそれによる測定誤差については、 6.1.1 項および付則 A を参照すること。」 7.5.1 設置場所測定の実用および準備 「もし測定した妨害波の電磁界強度が周囲雑 音強度に比べて 6dB 以上超えない場合は、付則 A に記述する測定方法を使用してもよい。」	測定帯域幅を規定の値から変更す ることは測定結果の誤差の増大や、 結果の判定に誤解を招くおそれ があるため。
33	付則 C (情報)	不確かさの算定例	付則 C 全文削除。	現在、CISPR において審議されて いる測定不確かさの規格： CISPR16-4-2 中の表と異なり、混 乱を招くおそれがあるため。